

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)12月1日付けで諮問(第695号)された国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (5) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知を省略する合理的理由, 目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコ

コンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国民健康保険法，第82条第4項の規定に基づき「保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」とされている。

近年，特定健康診査（以下健診という）の導入や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の電子化の進展等により，健診の結果とレセプト情報を活用して，医療保険者は加入者の健康課題の分析やデータ分析に基づく保健事業が可能になってきた。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において，すべての健康保険組合に対し，レセプト等のデータ分析，それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として，「データヘルス計画」の作成・公表，事業実施，評価の取り組みを求めるとともに，市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされた。こうした中，国民健康保険においては，平成26年3月31日に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正され，平成26年4月から保険者は，健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために，保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で保健事業の実施及び評価を行うこととされた。データヘルス計画を策定することは，加入者の健康課題を明確にし，健康リスクに合わせた保健事業を具体的に実施することができる。特に，生活習慣病の重症化するリスクを持った対象者を抽出して，アプローチすることは，医療費の適正化や，健康寿命の延伸にも繋がると考えている。データヘルス計画を策定，実施するためには，被保険者マスタ情報にレセプト情報と健診データを突合し，そのデータを分析する必要がある。また，その突合及びデータ分析業務は膨大なデータ量となるため業務委託によって行う。

このような作業を行う必要があることから，第10条に規定された収集の制限に関する事，第12条に規定された目的外利用の制限に関する事，及び第18条に規定されたコンピュータ処理に関する事について諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外の者から収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

ア レセプト情報を利用することの必要性

現在は，健診データを分析して，加入者の健康状態の把握を行っているが，健診後に要治療と判断された方が治療を受けかたどうかまでは把握できない。要治療と判断された方が，そのまま治療をせずに放置したまましていると，重症化が進み治療が困難な状態になり，結果として医療費が高額になってしまうことになる。

(ア) レセプト情報を分析することで，現在の治療病名，治療方法，治療費が明確になり，藤沢市国民健康保険加入者の病気の傾向が

把握できる。

- (1) 健診データとレセプト情報を突合することで、保健事業の対象者を明確にでき、電話勧奨などを実施することで、重症化の予防が図れる。

イ 利用するレセプト情報の個人情報の項目

被保険者証番号、氏名、生年月日、レセプト診療年月日、医療機関コード、診療日数、請求点数、疾病名コード

データヘルス計画で必要とするレセプトは毎月11万件あり、医療機関等から提出されるため、本人から収集することは困難である。また、レセプトは神奈川県国民健康保険団体連合会が集約・管理し、被保険者である保険年金課が国保総合システムにより保有している。

以上のことから、迅速かつ正確に本事業を進めるためには、他に方法が無いことから、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務において保有しているレセプト情報を、国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に関する事務において、目的外に利用する必要はある。

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知の省略について「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、レセプト件数は毎月11万件となり、通知すべき相手が多数となる。また、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

健診データは年間3万件、レセプト情報の件数は毎月11万件と件数が多いため、大量のデータを手作業で突合をすることは、現在の執行体制では非常に困難であり、より効率的なデータの突合業務を行うことが可能となるためコンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 被保険者マスタ情報（加入者台帳情報）

被保険者証番号、個人宛名番号、氏名、生年月日、性別、住所コード、加入日、喪失日、資格区分

(イ) レセプト情報（医科・DPC・調剤）

被保険者証番号、氏名、生年月日、レセプト診療年月日、医療機関コード、診療日数、請求点数、疾病名コード

(ウ) 健診データ

被保険者証番号、個人宛名番号、生年月日、性別、健診結果情報（40歳から74歳までの健診）、健診結果情報（31歳から39歳までの健康診査、平成27年度から利用）

ウ 安全対策

(ア) データヘルス計画策定（平成26年度）

暗号化した被保険者マスタ情報，レセプト情報，健診データの突合，分析処理を事業者に業務委託する。

(ア)-1 保険年金課での安全対策について

(a) プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS の認証を取得している事業者と委託契約を締結する。

(b) 国保連合会からのレセプト情報は，本市と委託契約を結んだ専門業者に，施錠が可能な専用ケースに入れ，本市と国保連合会のみを往復させ，安全性を委託契約書により確保する。

(c) 電子媒体に保存する場合は，被保険者マスタ情報・レセプト情報・健診データを暗号化する。

(d) 電子媒体の授受や返却は，管理簿に記載し管理する。

(e) 端末に係わる操作者を制限する。

端末操作についてはユーザーID及び暗証番号による認証を行い，端末操作をする職員を限定する。

(f) 非公開系ネットワークの端末を使用させて，外部からの不正アクセスを許可せず，個人情報の漏洩を防止する。

(ア)-2 委託業者に求める安全対策について

(a) プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS の認証を取得していること。

(b) 作業場所はセキュリティ管理のなされている施錠ができる特定の場所とすること。

(c) 作業は特定の者のみとすること。

(d) 業務責任者及び従事者について名簿を提出すること。

(e) データ等の紛失，損失，焼失等の事故が生じないように，入退室は関係職員のみ限定し，入退室の状況を記録すること。

(f) データの受け渡しについては，パスワード管理などが可能な媒体を使用し，施錠が可能な専用ケースに入れ，本市と委託業者のみを往復し，双方の職員同士が直接受け渡しを行うこと。その際は，受け渡し簿を作成し，双方で確認すること。

(g) 業務終了後は速やかにデータを返却をすること。データについては確実に消去すること。

(イ) 保健事業実施（平成27年以降）

(a) 被保険者マスタ情報，レセプト情報，健診データの3つの情報の突合，分析処理は保険年金課に設置した専用PCで行う。専用PCは，ワイヤーロックより盗難を防止する。

(b) 電子媒体やバックアップ用の外付けハードディスクについては，執務時間外は鍵のかかるキャビネットで管理する。

(c) 毎月のデータの更新(取り込み・データ生成)は保険年金課にて，委託業者が行うが，あらかじめ作業従事者の名簿を提出させ，作業

時は身分証で従事者であることを確認する。

(d) 専用PCで作業をしたときは、作業状況を管理簿に記録する。

以上に加え、コンピュータ処理により抽出、作成した個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び委託事業者は遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施年月日

平成26年12月15日以降

(6) 提出資料

ア データヘルス計画の推進について

イ 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について

ウ 国民健康保険法に基づく保健指導の実施に関する指針

エ 健診結果情報

オ 健診結果情報

カ システム構成図

キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、レセプト情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

ア 現在は、健診データを分析して、加入者の健康状態の把握を行っているが、健診後に要治療と判断された方が治療を受けかたどうかまでは把握できない。要治療と判断された方が、そのまま治療をせずに放置したままですと、重症化が進み治療が困難な状態になり、結果として医療費が高額になってしまうことになる。

イ レセプト情報を分析することで、現在の治療病名、治療方法、治療費が明確になり、藤沢市国民健康保険加入者の病気の傾向が把握できる。

ウ 健診データとレセプト情報を突合することで、保健事業の対象者を明確にでき、電話勧奨などを実施することで、重症化の予防を図ることができる。

エ データヘルス計画で必要とするレセプトは毎月11万件あり、医療機関等から提出されるため、本人から収集することは困難である。また、レセプトは神奈川県国民健康保険団体連合会が集約・

管理し、保険者である保険年金課が国保総合システムにより保有している。

以上のことから、迅速かつ正確に本事業を進めるためには、他に方法が無いことから、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務において保有しているレセプト情報を、国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に関する事務において、本人以外のものから収集し、目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関は、「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、レセプト件数は毎月11万件となり、通知すべき相手が多数となる。また、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである、としている。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関はコンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

健診データは年間3万件、レセプト情報の件数は毎月11万件と件数が多いため、大量のデータを手作業で突合をすることは、現在の執行体制では非常に困難であり、より効率的なデータの突合業務を行うことが可能となるためコンピュータ処理を行うものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が説明要旨(4)ウ(ア)(ア)-1(a)から(f)及び(ア)-2(a)から(g)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

(4)ウ(ア)(ア)-1(a)から(f)（以下(a)から(f)という）

(a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (d)

(b) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (b),(d)

(c) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (e)

(d) 実施機関が委託業者の安全対策を確認できるようにするための措置 (a),(b)

(e) データ媒体の安全対策を高めるための措置 (c)

(f) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(f)

(1) 委託業者の安全対策

((4)ウ(ア)(ア)-2 (a)から(g) (以下(a)から(g)という))

(a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (e), (f)

(b) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (b), (e)

(c) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (c), (e), (f)

(d) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (g)

(e) データの消失を防止するための措置 (e)

(f) 実施機関が委託業者の安全対策を確認できるようにするための措置 (d)

(g) その他委託業者の安全対策を高めるための措置 (a)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(4) 条件

ア 平成26年度のデータヘルス計画策定について

(a) 委託する業務の範囲と個人情報保護及び秘密保持に関する項目を明確にすること。

(b) 本人通知の方法について、具体的に検討すること。

(c) 収集後のデータの使用に当たっては匿名性の処理が講じられるよう検討すること。

以上の3点について、当審議会において報告すること。

イ 平成27年度以降のデータヘルス計画策定に係る内容については改めて諮問すること。

以 上

